

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、附則第七項」を「から第八項まで」に改める。

附則第三項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第七項を附則第八項とする。

附則第六項の表前項の項名を「附則第五項」に改め、同表に次のように加える。

前項	別表第一の第二の三の1の(二)及び別表第二の1の5の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
----	--	------

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 別表第一の第二の三の1の(二)及び別表第二の1の5の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定子ども園にあつては、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第一の第二の三に次のように加える。

### 3 管理運営等

- (一) 通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (二) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他の利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(一)の規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。

### 附則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の第二の三の3の(二)の規定の適用については、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、同(二)中「行うこと」とあるのは、「行うこと。ただし、当該自動車に当該装置を備えることが困難な事情がある場合にあっては、当該装置の設置及び使用に代わる措置を講じて当該所在の確認を行うこと」とする。